

R6.1.12 臨時総会議決内容

豊橋市自治連合会規約の一部改正について

(改正内容)

豊橋市自治連合会規約

	(変更後)	(変更前)
変更内容	・第9条 3 会議は、役員 ^の 過半数の出席(委任状による出席を含む。以下同じ。)がなければ開催できないものとし、議事は、出席者(通常総会においては出席校区)の過半数(議長は除く。)で決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。	・第9条 3 会議は、役員 ^の 過半数の出席(委任状による出席を含む。以下同じ。)がなければ開催できないものとし、議事は、出席者の過半数(議長は除く。)で決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経緯・変更内容)

現在、規約第10条第3項により、通常総会は当該年度の校区自治会長及び次年度就任予定の校区自治会長により構成するとなっている。

通常総会において議決を得る際に、現行の規約第9条第3項のとおり「議事は、出席者の過半数で決するもの」として処理すると、校区自治会長が変更となる校区は2名の出席者となる場合があり、議決に対する影響力に校区間で差が生まれてしまうため、変更後のとおり加筆修正をする。